

6 福薬業発第 66 号
令和 6 年 5 月 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

**電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める
事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働
大臣が定める事項、方式及び規格等について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、電子情報処理組織の使用による費用の請求等について、オンライン請求等に係る記録条件仕様や保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書等の仕様の取り扱いが一部改正されております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 58 号

令 和 6 年 5 月 7 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

(会 長 印 省 略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格等について

標記について、厚生労働省保険局長ほかより別添のとおり通知及び連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、令和6年度診療報酬改定に伴い、電子情報処理組織の使用による費用の請求等について、オンライン請求等に係る記録条件仕様を一部改正したことに関するものです。また、保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書等の仕様の取り扱いについても改正されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。

別添1. 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

(令和6年4月22日付・保発0422第3号)

別添2. 保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

(令和6年4月22日付・事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課 保険データ企画室長)

別添 1

保 発 0422 第 3 号
令和 6 年 4 月 22 日

日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省保険局長



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

標記については、別添のとおり、都道府県知事、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

保 発 0422 第 2 号
こ 成 母 第 203 号
こ 支 障 第 121 号
令 和 6 年 4 月 22 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
（ 公 印 省 略 ）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 9 号）による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式をそれぞれ別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（令和 4 年 4 月 22 日付保発 0422 第 1 号）は

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

令和6年4月22日
こども家庭庁長官
厚生労働大臣

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項及び附則第3条の2第1項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第9号）による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式を定め、令和6年7月1日より適用する。

- (別添1-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- (別添1-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- (別添1-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- (別添1-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- (別添1-5) オンラインによる請求に係る記録条件仕様（訪問看護用）
- (別添2-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- (別添2-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
- (別添2-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- (別添2-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- (別添2-5) オンラインによる請求に係る標準仕様（訪問看護用）
- (別添3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用・訪問看護用）
- (別添4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用・訪問看護用）
- (別添5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）

- (別添 8) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード (医科用・DPC用・歯科用・調剤用・訪問看護用)
- (別添 9) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード (歯科用)
- (別添 10) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード (歯科用)
- (別添 11) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード (調剤用)
- (別添 12) オンラインによる請求に係る訪問看護療養費コード (訪問看護用)

* 別添 1～12 は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載 (以下参照)
<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo>

別添 2

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 22 日

日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、別添のとおり、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（局）長、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

事務連絡
令和6年4月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（局）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、「保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報の仕様について」（平成18年6月6日事務連絡）により取り扱っているところであるが、今般、電子情報処理組織の使用による保険者からの再審査の申出等に関する取扱いに伴い下記のとおり策定並びに改定することとしましたので、ご連絡します。

なお、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

記

1. 保険者へ請求する診療（調剤）報酬に係る記録条件仕様

- ①（別添1）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（医科）
- ②（別添2）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（DPC）
- ③（別添3）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（歯科）
- ④（別添4）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（調剤）
- ⑤（別添5）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（訪問看護）

2. 再審査等請求に係る記録条件仕様

- ①（別添6）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（医科用）
- ②（別添7）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（DPC用）
- ③（別添8）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（歯科用）
- ④（別添9）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）

なお、別添1～9は、HP「診療報酬情報提供サービス」

<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/> に掲載